

日医発第 148 号 (健Ⅱ 93F)  
令和 3 年 5 月 1 8 日

都道府県医師会長 殿  
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長  
中川 俊 男  
日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菴 敏

### 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域追加等に伴う周知依頼

今般、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の区域追加等がなされました。これに伴い、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された事務連絡について、厚生労働省より本会に対し、周知方依頼がありました。

事務連絡の概要は下記のとおりです。つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 記

○新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更 (別添 1 別紙 1)

東京都、京都府、大阪府、兵庫県：4 月 25 日～5 月 31 日

愛知県、福岡県：5 月 12 日～5 月 31 日

北海道、岡山県、広島県：5 月 16 日～5 月 31 日

○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 (別添 1 別紙 2)

宮城県：4 月 5 日～5 月 11 日、愛知県：4 月 20 日～5 月 11 日、沖縄県：4 月 12 日～5 月 31 日、埼玉県、千葉県、神奈川県：4 月 20 日～5 月 31 日、愛媛県：4 月 25 日～5 月 31 日、北海道、岐阜県、三重県：5 月 9 日～5 月 31 日、群馬県、石川県、熊本県：5 月 16 日～6 月 13 日

○出勤者数の削減 (テレワーク等の徹底) について (別添 2)

重点措置区域については、基本的対処方針において、「事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務 (テレワーク) や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること」とされています。

○基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (別添 3)

重点措置区域における、催物の開催制限 (5000 人が上限等)、施設の使用制限等 (飲食店等は原則、20 時まで営業時間を短縮すること等)、外出の自粛等に係る留意事項が示されております。

事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 17 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域追加等に伴う周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症対策に関して、緊急事態措置を実施すべき区域に、北海道、岡山県及び広島県が追加されたこと等を受け、下記 1 から 4 について周知依頼がまいりました。貴会におかれましては、都道府県医師会等に対し周知等の御協力をお願いします。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について (別添 1)
2. 出勤者数の削減 (テレワーク等の徹底) について (別添 2)
3. 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (別添 3)
4. 令和 3 年 5 月 14 日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について (別添 4)

以上

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域が追加されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡  
令和3年5月14日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、緊急事態措置を実施すべき区域に、北海道、岡山県及び広島県を追加するとともに（期間：5/16－5/31）、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、石川県、及び熊本県を追加しました（期間：5/16－6/13）。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更しました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いします。

- （別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
- （別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- （別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
令和2年3月28日（令和3年5月14日変更）
- （別紙4）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）  
担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、清水、山口、岩熊、石岡  
TEL：03-6257-1309  
MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp  
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp  
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp  
koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp  
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp  
aki.shimizu.r5a@cas.go.jp  
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp  
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp  
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

令和 3 年 5 月 1 4 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（愛知県及び福岡県については、同年 5 月 12 日、北海道、岡山県及び広島県については、同月 16 日）から 5 月 31 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の  
全部を変更する公示

令和3年5月14日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年5月16日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月12日から6月13日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・沖縄県については、令和3年4月12日から5月31日までとする。
- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和3年4月20日から5月31日までとする。
- ・愛媛県については、令和3年4月25日から5月31日までとする。
- ・岐阜県及び三重県については、令和3年5月9日から5月31日までとする。
- ・群馬県、石川県及び熊本県については、令和3年5月16日から6月13日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。